

I 育児休業等実態調査の結果

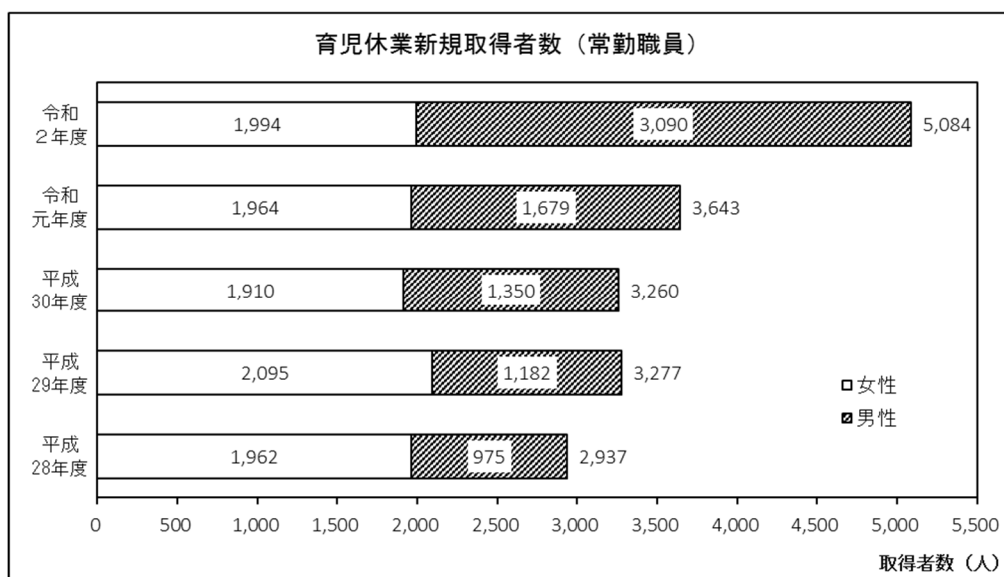
1 育児休業の取得状況

(1) 新規取得者数及び取得率

令和2年度に新たに育児休業をした一般職の常勤の国家公務員（以下「常勤職員」という。）は、5,084人（男性3,090人、女性1,994人）となっており、前年度に比べ1,441人増加（男性1,411人増加、女性30人増加）となっています。また、令和2年度に育児休業をした期間がある常勤職員は、8,146人（男性3,427人、女性4,719人）となっています。

令和2年度に新たに育児休業をした一般職の非常勤の国家公務員（以下「非常勤職員」という。）は、276人（男性8人、女性268人）となっており、前年度に比べ20人増加（男性2人増加、女性18人増加）となっています。また、令和2年度に育児休業をした期間がある非常勤職員は、375人（男性11人、女性364人）となっています。

(注) 「育児休業」は、3歳に達するまでの子（非常勤職員については原則として1歳に達するまでの子）を養育するために休業をすることができる制度。

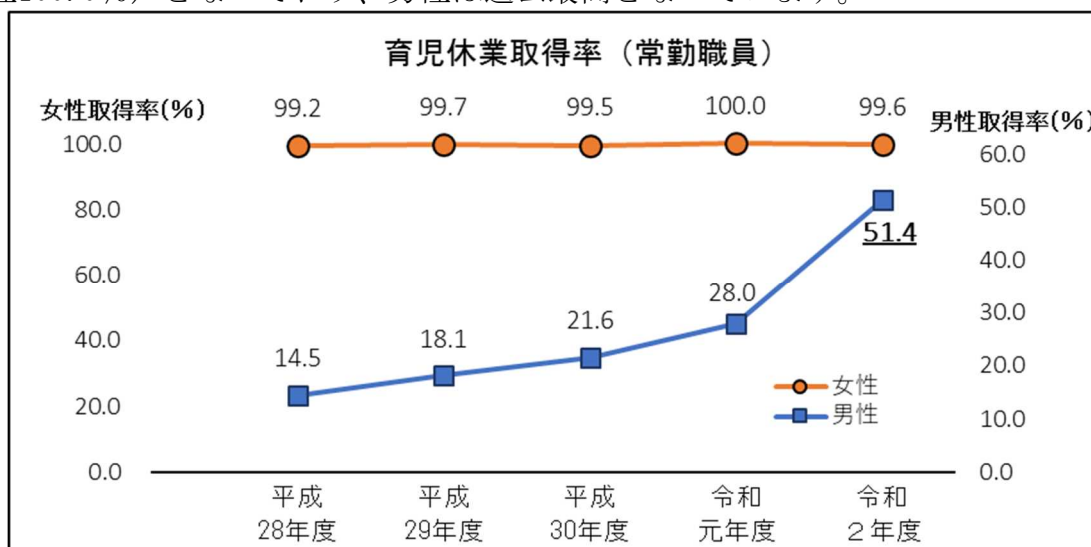


育児休業新規取得者数（非常勤職員）

(人)

	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
男性	8	6	13	7	0
女性	268	250	283	235	232
全体	276	256	296	242	232

常勤職員の育児休業の取得率を見ると、男性51.4%、女性99.6%となっています。前年度に比べ、男性は23.4ポイント増加、女性は0.4ポイント減少(前年度 男性28.0%、女性100.0%)となっており、男性は過去最高となっています。



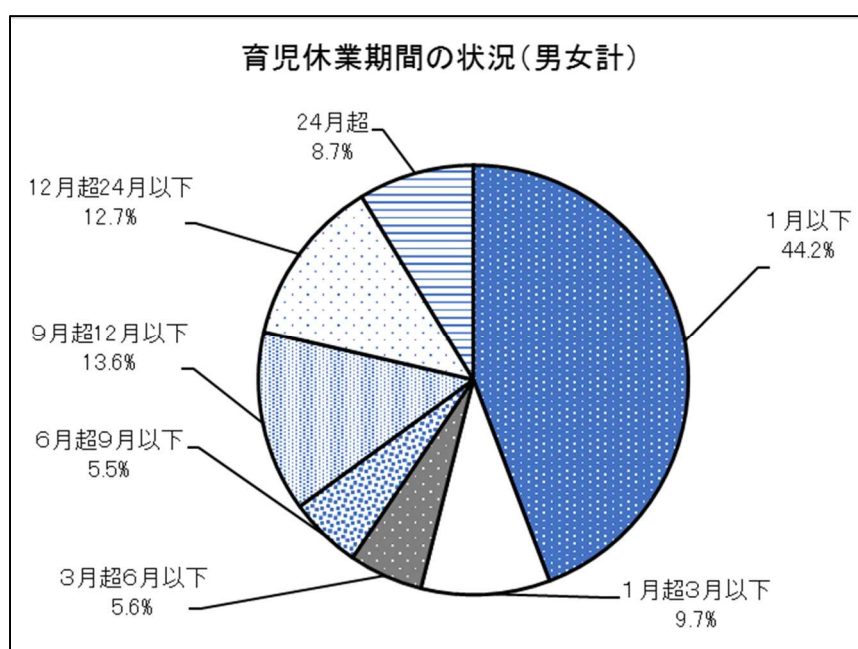
(注) 「取得率」は、令和2年度中に新たに育児休業が可能となった職員数（a）に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数（b）の割合（b/a）。（b）には、令和元年度以前に新たに育児休業が可能となったものの、当該年度には取得せず、令和2年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

非常勤職員の育児休業の取得率を見ると、男性80.0%、女性98.9%となっています。

(2) 新規育児休業取得者の育児休業期間

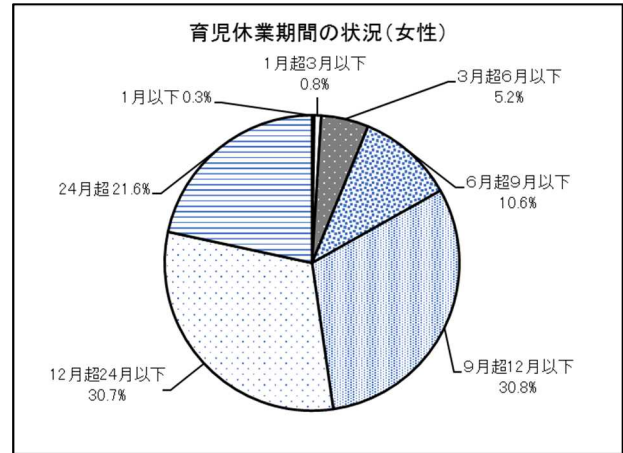
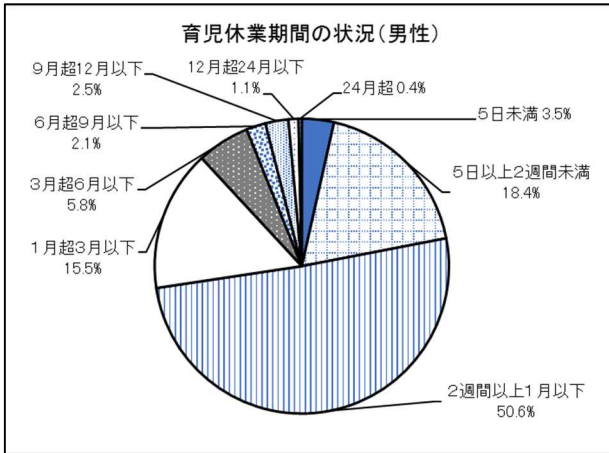
令和2年度に新たに育児休業をした常勤職員の休業期間の平均は、7.6月（男性1.8月、女性16.6月）（前年度 全体10.4月、男性1.8月、女性17.7月）となっています。

休業期間の分布状況を見ると、「1月以下」が44.2%と最も多く、次いで「9月超12月以下」が13.6%、「12月超24月以下」が12.7%の順となっています。



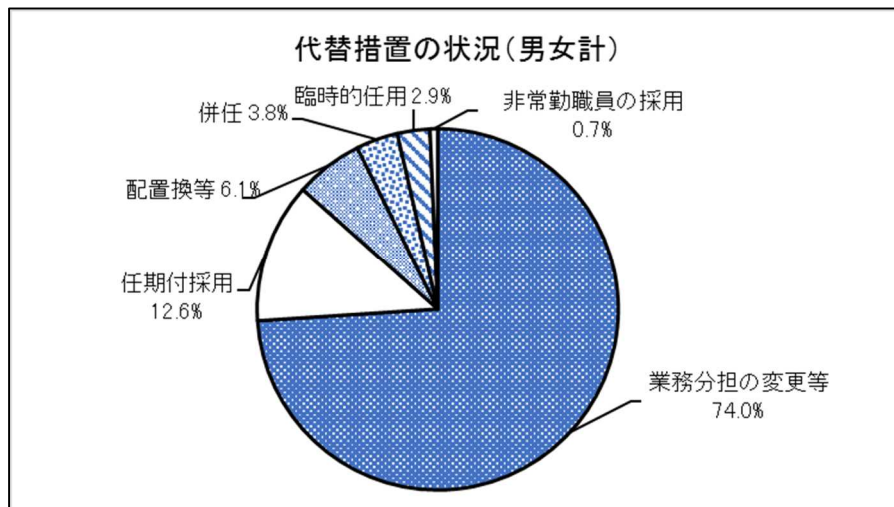
(注) 円グラフの内訳は、四捨五入による端数処理の関係で、その合計が100%にならない場合がある（以下の各円グラフにおいて同じ）。

また、休業期間の分布状況を男女別に見ると、男性は1月以下の職員が72.6%を占め、そのうち「2週間以上1月以下」が50.6%と最も多くなっており、女性は「9月超12月以下」が30.8%と最も多くなっています。



(3) 新規育児休業取得者の代替措置

令和2年度に新たに育児休業をした常勤職員に係る代替措置の状況を見ると、「業務分担の変更等」が74.0%と最も多く、次いで「任期付採用」が12.6%となっています。



(4) 職務復帰等の状況

令和2年度に育児休業を終えた常勤職員のうち、育児休業中に退職した者又は職務復帰日に退職した者は、合わせて0.6%となっており、育児休業を終えた者の99.4%（前年度98.0%）が職務に復帰しています。

2 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の使用状況

(1) 配偶者出産休暇

令和2年度に子が生まれた男性の常勤職員のうち、配偶者出産休暇を使用した職員の割合は91.8%（5,521人）（前年度92.4%（5,534人））、平均使用日数は1.9日（前年度1.9日）となっています。

(注) 「配偶者出産休暇」は、男性職員に対し、妻の出産に伴う入退院の付添い等を行うために2日の範囲内で与えられる特別休暇（行政執行法人にあっては、これに準ずる休暇）。

(2) 育児参加のための休暇

令和2年度に子が生まれた男性の常勤職員のうち、育児参加のための休暇を使用した職員の割合は92.1%（5,540人）（前年度90.5%（5,421人））、平均使用日数は4.6日（前年度4.3日）となっています。

(注) 「育児参加のための休暇」は、男性職員に対し、妻の産前産後期間中に、その出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために5日の範囲内で与えられる特別休暇（行政執行法人にあっては、これに準ずる休暇）。

(3) 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇を合わせた使用状況

令和2年度に子が生まれた男性の常勤職員のうち、配偶者出産休暇と育児参加のための休暇を合わせて5日以上使用した職員の割合は87.0%（5,235人）（前年度82.1%（4,922人））となっています。また、配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を使用した男性職員の割合は95.0%（5,714人）（前年度95.5%（5,721人））となっています。

(注) 「配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を使用した男性職員」には、どちらか一方の休暇のみ使用した場合と両休暇とも使用した場合のいずれも含まれる。

3 育児短時間勤務の取得状況

令和2年度に新たに育児短時間勤務をした常勤職員は、148人（男性29人、女性119人）となっており、前年度に比べ2人増加（男性8人増加、女性6人減少）となっています。また、令和2年度に育児短時間勤務をした期間がある常勤職員は、284人（男性44人、女性240人）となっています。

(注) 「育児短時間勤務」は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、週19時間25分から24時間35分までの短時間勤務をすることができる制度。

4 育児時間の取得状況

令和2年度に新たに育児時間を取得した常勤職員は、1,422人（男性176人、女性1,246人）となっており、前年度に比べ75人増加（男性13人増加、女性62人増加）となっています。また、令和2年度に育児時間を取得した期間がある常勤職員は、3,840人（男性323人、女性3,517人）となっています。

令和2年度に新たに育児時間を取得した非常勤職員は、39人（男性3人、女性36人）となっており、前年度に比べ4人減少（男性1人減少、女性3人減少）となっています。また、令和2年度に育児時間を取得した期間がある非常勤職員は、60人（男性6人、女性54人）となっています。

(注) 「育児時間」は、小学校就学の始期に達するまでの子（非常勤職員については3歳に達するまでの子）を養育するため、1日につき2時間まで勤務しないことができる制度（行政執行法人にあっては、これに準ずる制度）。

II 介護休暇等使用実態調査の結果

1 介護休暇の使用者数

令和2年中に介護休暇を使用した常勤職員は、202人（男性91人、女性111人）となっており、前年に比べ45人減少（男性37人減少、女性8人減少）となっています。

令和2年度に介護休暇を使用した非常勤職員は、59人（男性9人、女性50人）となっており、前年度に比べ3人増加（男性6人増加、女性3人減少）となっています。

(注)(1) 「介護休暇」は、負傷、疾病又は老齢により2週間以上日常生活を営むのに支障がある家族（以下「要介護者」という。）の介護のため、一の継続する要介護状態ごとに通算して6月の期間内（3回まで分割可。非常勤職員については要介護者ごとに通算して93日の期間内。）で休暇を使用できる制度。

(2) 常勤職員の介護休暇等については、令和2年における使用実態を、非常勤職員の介護休暇等については令和2年度における使用実態を調査している。

介護休暇の使用者数（常勤職員）（人）				介護休暇の使用者数（非常勤職員）（人）			
	全体	男性	女性		全体	男性	女性
令和2年	202	91	111	令和2年度	59	9	50
令和元年	247	128	119	令和元年度	56	3	53

(注) 使用者数は、同一の職員が複数の継続する要介護状態（非常勤職員については複数の要介護者）について介護休暇を使用した場合には、それぞれ1人として計上している。

2 介護時間の使用者数

令和2年中に介護時間を使用した常勤職員は、73人（男性27人、女性46人）となっており、前年に比べ8人増加（男性4人増加、女性4人増加）となっています。

令和2年度に介護時間を使用した非常勤職員は、13人（男性2人、女性11人）となっており、前年度に比べ2人減少（男性1人増加、女性3人減少）となっています。

(注) 「介護時間」は、要介護者の介護のため、一の継続する要介護状態ごと（非常勤職員については要介護者ごと）に連続する3年の期間内で1日につき2時間以内で休暇を使用できる制度。

介護時間の使用者数（常勤職員）（人）				介護時間の使用者数（非常勤職員）（人）			
	全体	男性	女性		全体	男性	女性
令和2年	73	27	46	令和2年度	13	2	11
令和元年	65	23	42	令和元年度	15	1	14

(注) 使用者数は、同一の職員が複数の継続する要介護状態（非常勤職員については複数の要介護者）について介護時間を使用した場合には、それぞれ1人として計上している。

3 短期介護休暇の使用者数

令和2年中に短期介護休暇を使用した常勤職員は、3,647人（男性2,488人、女性1,159人）となっており、前回調査（平成30年）に比べ176人増加（男性83人増加、女性93人増加）となっています。

令和2年度に短期介護休暇を使用した非常勤職員は、393人（男性65人、女性328人）

となっており、前回調査（平成30年度）に比べ19人増加（男性19人増加、女性同数）となっています。

(注) 「短期介護休暇」は、要介護者の介護等のため、年5日（要介護者が2人以上の場合は10日）の範囲内で休暇を使用できる制度。

	全体	
	男性	女性
令和2年	3,647	1,159
平成30年	3,471	1,066
	全体	
	男性	女性
令和2年度	65	328
平成30年度	46	328

(注) 使用者数は、同一の職員が複数の要介護者について短期介護休暇を使用した場合であっても、1人として計上している。

4 職員と要介護者の続柄の状況

常勤職員の介護休暇、介護時間、短期介護休暇のそれぞれについて、職員と要介護者の続柄を見ると、いずれの制度も「父母」が最も多く、介護休暇、介護時間は、次いで「子」、「配偶者」の順、短期介護休暇は、次いで「配偶者」、「子」の順となっています。職員の性別ごとに見ると、男性職員は、いずれの制度も「父母」が最も多くなっています。女性職員について、介護休暇、短期介護休暇は「父母」が、介護時間は「子」が最も多くなっています。

職員と要介護者の続柄別使用者数（介護休暇：常勤職員）（人）

	合計	配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	その他
	全体	202 (100.0%)	26 (12.9%)	119 (58.9%)	48 (23.8%)	3 (1.5%)	2 (1.0%)	4 (2.0%)
男性	91 (100.0%)	23 (25.3%)	53 (58.2%)	10 (11.0%)	2 (2.2%)	0 —	3 (3.3%)	0 —
女性	111 (100.0%)	3 (2.7%)	66 (59.5%)	38 (34.2%)	1 (0.9%)	2 (1.8%)	1 (0.9%)	0 —

職員と要介護者の続柄別使用者数（介護時間：常勤職員）（人）

	合計	配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	その他
	全体	73 (100.0%)	4 (5.5%)	41 (56.2%)	25 (34.2%)	1 (1.4%)	0 —	2 (2.7%)
男性	27 (100.0%)	3 (11.1%)	20 (74.1%)	3 (11.1%)	0 —	0 —	1 (3.7%)	0 —
女性	46 (100.0%)	1 (2.2%)	21 (45.7%)	22 (47.8%)	1 (2.2%)	0 —	1 (2.2%)	0 —

職員と要介護者の続柄別使用者数（短期介護休暇：常勤職員）（人）

	合計	配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	その他
	全体	4,206 (100.0%)	453 (10.8%)	3,028 (72.0%)	445 (10.6%)	196 (4.7%)	39 (0.9%)	43 (1.0%)
男性	2,867 (100.0%)	388 (13.5%)	2,079 (72.5%)	229 (8.0%)	127 (4.4%)	17 (0.6%)	27 (0.9%)	0 —
女性	1,339 (100.0%)	65 (4.9%)	949 (70.9%)	216 (16.1%)	69 (5.2%)	22 (1.6%)	16 (1.2%)	2 (0.1%)

(注)(1) 短期介護休暇の使用者数の合計が「Ⅱ3 短期介護休暇の使用者数」における使用者数の合計と異なるのは、同一の職員が異なる要介護者に対し使用した場合があるため。

(2) 各欄の（ ）内は、合計に占める割合。四捨五入による端数処理の関係で、その合計が100%にならない場合がある。（Ⅱ5～8の各表において同じ。）

5 介護休暇の使用パターンの状況

常勤職員の介護休暇について、使用パターンを見ると、主として全日の休暇を連続して使用した職員の割合は、74.3%となっており、主として断続して使用した職員を合わせると、主として全日の休暇を使用した職員は、82.7%となっています。

介護休暇の使用パターン別使用者数(常勤職員) (人)

合計	主として全日		主として時間	
	主として連続	主として断続	主として連続	主として断続
202 (100.0%)	150 (74.3%)	17 (8.4%)	7 (3.5%)	28 (13.9%)

- (注) 「主として全日」とは、取得した休暇のおおむね半数以上が全日の休暇であったパターン。
「主として時間」とは、取得した休暇のおおむね半数以上が時間単位の休暇であったパターン。
「主として連続」とは、休暇のおおむね半数以上が2日以上続けて取得したものであったパターン。
「主として断続」とは、休暇のおおむね半数以上が1日以上間を置いて取得したものであったパターン。

6 介護休暇の指定期間の状況

常勤職員の介護休暇について、指定期間の分布状況を見ると、「5月超6月以下」が32.2%と最も多く、次いで「1月以下」が20.3%、「1月超2月以下」が19.3%の順となっています。

- (注) 「指定期間」は、職員の申出に基づき、職員が介護休暇を請求できる期間として各省各庁の長が指定する期間。職員はこの指定期間の中で、全日の休暇又は時間単位の休暇を使用。

介護休暇の指定期間別使用者数(常勤職員) (人)

合計	1月以下	1月超 2月以下	2月超 3月以下	3月超 4月以下	4月超 5月以下	5月超 6月以下	
							うち6月
202 (100.0%)	41 (20.3%)	39 (19.3%)	32 (15.8%)	19 (9.4%)	6 (3.0%)	65 (32.2%)	55 (27.2%)

- (注) 指定期間が年をまたぐ場合には、令和2年内における期間だけでなく指定期間全体について計上しており、また、分割して指定している場合には、通算した期間について計上している。

7 介護休暇の分割取得の状況

令和2年中に介護休暇を使用した常勤職員のうち、分割取得をした職員の割合は、25.2%となっています。

介護休暇の分割取得の有無別使用者数(常勤職員) (人)

合計	分割取得あり	分割取得なし
202 (100.0%)	51 (25.2%)	151 (74.8%)

8 介護休暇使用後の状況

常勤職員について、介護休暇使用後の状況を見ると、職員による介護が不要となった職員は60.1%となっています。引き続き職員の介護が必要な場合、最も多く利用されている制度は年次休暇と短期介護休暇となっています。

介護休暇使用後の状況別使用者数（常勤職員）（人）

合計	職員による介護が不要									
	小計	対象者が死亡	対象者が治癒	家族等が介護	介護施設へ入所	その他				
	83 (60.1%)	32 (23.2%)	25 (18.1%)	13 (9.4%)	9 (6.5%)	4 (2.9%)				
合計	引き続き職員が介護									不明
	小計	早出遅出勤務を利用	フレックスタイム制を利用	介護時間を利用	年次休暇を利用	短期介護休暇を利用	欠勤して介護	その他	退職して介護	
	51 (37.0%)	2 (1.4%)	5 (3.6%)	7 (5.1%)	22 (15.9%)	22 (15.9%)	0 —	7 (5.1%)	8 (5.8%)	
複数回答										

（注） 令和3年1月1日以降も引き続き介護休暇を使用している者は含まない。

Ⅲ 配偶者同行休業実態調査の結果

令和2年度に新たに配偶者同行休業をした常勤職員は、56人（男性9人、女性47人）となっており、前回調査（平成30年度）に比べ26人減少（男性6人増加、女性32人減少）となっています。また、配偶者の外国滞在事由別に見ると、外国での勤務が48人、大学等での修学が8人となっており、平均休業期間は、1年10月（平成30年度1年10月）となっています。

（注） 「配偶者同行休業」は、外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするための休業制度。

	合 計	配偶者の外国滞在事由			平均休業期間
		外国での勤務	事業の経営等	大学等での修学	
全体	56人 (82人)	48人 (71人)	0人 (2人)	8人 (9人)	1年10月 (1年10月)
男性	9人 (3人)	7人 (2人)	0人 (0人)	2人 (1人)	
女性	47人 (79人)	41人 (69人)	0人 (2人)	6人 (8人)	

（注） 各欄の（ ）内は、前回調査（平成30年度）の結果による。

以 上

令和2年度における一般職国家公務員の育児休業の新規取得状況

	男性			女性		
	新規取得者数 (A)	令和2年度中に 新たに育児休業が 取得可能となった職員数 (B)	取得率(%) A/B	新規取得者数 (A')	令和2年度中に 新たに育児休業が 取得可能となった職員数 (B')	取得率(%) A'/B'
会計検査院	20	25	80.0%	15	15	100.0%
人事院	10	14	71.4%	3	3	100.0%
内閣官房	6	15	40.0%	3	2	150.0%
内閣法制局	3	3	100.0%	2	2	100.0%
内閣府	22	47	46.8%	13	13	100.0%
宮内庁	7	19	36.8%	6	6	100.0%
公正取引委員会	18	30	60.0%	9	9	100.0%
警察庁	41	149	27.5%	24	24	100.0%
個人情報保護委員会	0	3	0.0%	0	0	-
カジノ管理委員会	1	3	33.3%	0	1	0.0%
金融庁	26	57	45.6%	13	13	100.0%
消費者庁	2	5	40.0%	0	0	-
復興庁	1	2	50.0%	0	0	-
総務省	54	103	52.4%	49	49	100.0%
公害等調整委員会	0	0	-	0	0	-
消防庁	1	5	20.0%	0	0	-
法務省	517	1,264	40.9%	314	315	99.7%
出入国在留管理庁	78	127	61.4%	56	56	100.0%
公安審査委員会	0	0	-	0	0	-
公安調査庁	23	43	53.5%	13	13	100.0%
外務省	38	125	30.4%	57	58	98.3%
財務省	229	360	63.6%	136	137	99.3%
国税庁	997	1,286	77.5%	541	541	100.0%
文部科学省	23	61	37.7%	31	34	91.2%
スポーツ庁	5	8	62.5%	0	0	-
文化庁	3	7	42.9%	3	3	100.0%
厚生労働省(中央労働委員会を含む。)	356	474	75.1%	220	221	99.5%
農林水産省	74	114	64.9%	83	83	100.0%
林野庁	17	73	23.3%	20	20	100.0%
水産庁	11	21	52.4%	4	6	66.7%
経済産業省	37	70	52.9%	59	59	100.0%
資源エネルギー庁	3	8	37.5%	0	0	-
特許庁	28	57	49.1%	29	29	100.0%
中小企業庁	2	2	100.0%	1	1	100.0%
国土交通省	228	672	33.9%	155	161	96.3%
観光庁	4	4	100.0%	1	1	100.0%
気象庁	52	81	64.2%	12	12	100.0%
運輸安全委員会	0	0	-	1	1	100.0%
海上保安庁	82	535	15.3%	55	49	112.2%
環境省	17	36	47.2%	16	16	100.0%
原子力規制委員会	5	15	33.3%	2	2	100.0%
防衛省	0	0	-	0	0	-
小計	3,041	5,923	51.3%	1,946	1,955	99.5%
独立行政法人国立公文書館	0	0	-	0	0	-
独立行政法人統計センター	2	2	100.0%	12	12	100.0%
独立行政法人造幣局	4	10	40.0%	1	1	100.0%
独立行政法人国立印刷局	37	64	57.8%	17	17	100.0%
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	1	2	50.0%	5	5	100.0%
独立行政法人製品評価技術基盤機構	2	8	25.0%	8	8	100.0%
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	3	5	60.0%	5	5	100.0%
小計	49	91	53.8%	48	48	100.0%
総計	3,090	6,014	51.4%	1,994	2,003	99.6%

- (注) 1 「新規取得者数」とは、令和2年度中に新たに育児休業(再度の育児休業等を除く。)を取得した職員数をいう。
2 「令和2年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」とは、男性職員は同年度中に子が出生した者、女性職員は同年度中に産後休暇が終了した者(令和2年2月4日から令和3年2月2日までに出産した者(産後休暇中に子が死亡した場合等を除く。))をいう。
3 「取得率」は、「令和2年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」に対する「新規取得者数」の割合。「新規取得者数」には、令和元年度以前に新たに育児休業が可能となったものの、当該年度には取得せず、令和2年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

令和2年度における一般職国家公務員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の使用状況

	令和2年度中に子が生まれた男性職員数(A)	配偶者出産休暇		育児参加のための休暇		配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇	
		(A)のうち配偶者出産休暇を使用した職員数(B)	使用率(%) B/A	(A)のうち育児参加のための休暇を使用した職員数(B')	使用率(%) B'/A	(A)のうち合わせて5日以上 の休暇を取得した職員数(C)	使用率(%) C/A
会計検査院	25	24	96.0%	24	96.0%	21	84.0%
人事院	14	14	100.0%	14	100.0%	12	85.7%
内閣官房	15	13	86.7%	13	86.7%	13	86.7%
内閣法制局	3	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%
内閣府	47	39	83.0%	45	95.7%	37	78.7%
宮内庁	19	18	94.7%	18	94.7%	14	73.7%
公正取引委員会	30	28	93.3%	28	93.3%	28	93.3%
警察庁	149	137	91.9%	143	96.0%	137	91.9%
個人情報保護委員会	3	3	100.0%	3	100.0%	2	66.7%
カジノ管理委員会	3	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%
金融庁	57	50	87.7%	51	89.5%	49	86.0%
消費者庁	5	5	100.0%	5	100.0%	5	100.0%
復興庁	2	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%
総務省	103	85	82.5%	89	86.4%	74	71.8%
公害等調整委員会	0	0	-	0	-	0	-
消防庁	5	5	100.0%	5	100.0%	4	80.0%
法務省	1,264	1,191	94.2%	1,239	98.0%	1,212	95.9%
出入国在留管理庁	127	116	91.3%	112	88.2%	108	85.0%
公安審査委員会	0	0	-	0	-	0	-
公安調査庁	43	36	83.7%	33	76.7%	32	74.4%
外務省	125	36	28.8%	41	32.8%	36	28.8%
財務省	360	332	92.2%	337	93.6%	320	88.9%
国税庁	1,286	1,248	97.0%	1,260	98.0%	1,232	95.8%
文部科学省	61	54	88.5%	50	82.0%	46	75.4%
スポーツ庁	8	8	100.0%	7	87.5%	6	75.0%
文化庁	7	6	85.7%	6	85.7%	5	71.4%
厚生労働省(中央労働委員会を含む。)	474	450	94.9%	434	91.6%	408	86.1%
農林水産省	114	108	94.7%	100	87.7%	89	78.1%
林野庁	73	70	95.9%	69	94.5%	59	80.8%
水産庁	21	14	66.7%	14	66.7%	14	66.7%
経済産業省	70	60	85.7%	56	80.0%	46	65.7%
資源エネルギー庁	8	6	75.0%	6	75.0%	6	75.0%
特許庁	57	54	94.7%	50	87.7%	45	78.9%
中小企業庁	2	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%
国土交通省	672	590	87.8%	570	84.8%	501	74.6%
観光庁	4	4	100.0%	5	125.0%	3	75.0%
気象庁	81	71	87.7%	69	85.2%	55	67.9%
運輸安全委員会	0	0	-	0	-	0	-
海上保安庁	535	507	94.8%	507	94.8%	487	91.0%
環境省	36	31	86.1%	33	91.7%	27	75.0%
原子力規制委員会	15	12	80.0%	11	73.3%	11	73.3%
防衛省	0	0	-	0	-	0	-
小計	5,923	5,435	91.8%	5,457	92.1%	5,154	87.0%
独立行政法人国立公文書館	0	0	-	0	-	0	-
独立行政法人統計センター	2	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%
独立行政法人造幣局	10	9	90.0%	9	90.0%	8	80.0%
独立行政法人国立印刷局	64	62	96.9%	62	96.9%	62	96.9%
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	2	2	100.0%	1	50.0%	1	50.0%
独立行政法人製品評価技術基盤機構	8	6	75.0%	4	50.0%	4	50.0%
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	5	5	100.0%	5	100.0%	4	80.0%
小計	91	86	94.5%	83	91.2%	81	89.0%
総計	6,014	5,521	91.8%	5,540	92.1%	5,235	87.0%